

第3次袋井市総合計画 前期基本計画
総合戦略編
(案)

令和8年3月
袋井市

目次

第1章 はじめに	3
1 背景と目的	3
2 本計画の位置付けと計画期間	4
3 本計画の構成	4
4 P D C Aサイクルの確立	4
5 本市が勘案すべき国及び県の総合戦略について.....	5
第2章 まち・ひと・しごと創生に関する目標.....	6
目標1 強い地域経済をつくる	6
目標2 安心安全で豊かな生活環境をつくる.....	6
目標3 若者や女性に選ばれる地域をつくる.....	7
第3章 施策に関する基本的方向及び施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項.....	8
基本的方向	8
具体的な施策及び重要業績評価指標（K P I）	8
まち・ひと・しごと創生に関する目標との関係性について.....	9
ロジックモデルの構造	10

第1章 はじめに

1 背景と目的

我が国が直面する人口減少・少子高齢化という構造的課題に対し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、2014年（平成26年）11月に「まち・ひと・しごと創生法」（以下「法」という）が成立して以降、国と地方が一体となって地方創生に関する様々な取組が進められてきました。

本市においても、国が示す人口の将来展望や施策の方向性を踏まえ、2015年（平成27年）10月に「2060年に人口8万人維持」を目標とする「袋井市人口ビジョン」及び「輝く“ふくろい”まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015年度（平成27年度）～2019年度（令和元年度））」（以下「第1期総合戦略」という）を策定し、人口減少を抑制する「抑制戦略」と、人口が減少する社会においても市民が快適に暮らし続けられるための「適応戦略」の両輪で様々な取組を展開してきました。

その後は、2019年（令和元年）12月の国の「第2期 まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を受けて、本市の第1期総合戦略の効果検証を行うとともに、短期的な人口の転入増にこだわらず、「誰もが生涯暮らし続けられるまち」を目指して新たに3つの挑戦を掲げた「第2期 輝く“ふくろい”まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020年度（令和2年度）～2025年度（令和6年度¹））」（以下「第2期総合戦略」という）を策定し、人口減少の克服と地域経済の活性化に向けた施策の加速に取り組んできました。

この10年間、国と地方で様々な取組が進められてきた一方、我が国全体の人口減少や東京一極集中の流れを変えるまでには至っておりません。また、地方の経済成長が我が国全体にとって重要であるにもかかわらず、地方では急速に人口減少が進んでおり、消費の減少を通じて地域経済全体の縮小につながる懸念されています。本市人口では、2025年（令和7年）4月1日現在で87,635人と人口ビジョンで設定した水準を維持しているものの、前年度比では412人減少するなど、今後は緩やかに人口減少が進んでいくことが予測されます。

こうした状況の中、国はこれまでの地方創生10年の成果と反省を踏まえた「地方創生2.0基本構想」を2025年（令和7年）6月に策定するとともに、具体的な事業やKPIを整理した「地方創生に関する総合戦略」を2025年（令和7年）12月に策定し、より実効性の高い施策へ転換を図ったところです。さらには、「地方創生に関する総合戦略」で整理された施策を基盤に、「強い経済」の実現を強力に推し進めるため、2026年（令和8年）夏を目処に「地域未来戦略」を策定し、地方が持つ伸び代をいかすことで、国民の暮らしと安全を守り、地方に活力を取り戻すとともに、世界をリードする成長分野の産業クラスター、地域発の産業クラスターを全国各地に形成して、地方から日本を成長軌道に押し上げていくこととしています。

本市では、市の最上位計画である総合計画の策定にあたり、第2期総合戦略の基本的な方向性を継承しつつ、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として、目標人口を設定した上での人口減少対策や地域経済の活性化などの内容も備えた「第3次袋井市総合計画 前期基本計画（2026年度（令和8年

¹ 総合計画の計画期間と整合を図るとともに、切れ目のない交付金確保に努めるため、令和6年9月に計画終期を「令和6年度まで」から「令和7年度まで」に1年延長しました。

度)～2030年度(令和12年度))」を2025年(令和7年)12月に策定することで、総合計画と総合戦略を一体化させました。

この「第3次袋井市総合計画 前期基本計画 総合戦略編」(以下「本計画」という)では、「地方創生に関する総合戦略」で掲げられた「強い経済」、「豊かな生活環境」「選ばれる地方」など国の方向性と「第3次袋井市総合計画 前期基本計画」との関係性を整理し、国の施策と本市の取組を連動させることで、まちの将来像「にぎわい ずっと続くまち ふくろい」の早期実現を目指して、本市の実情に即した施策展開を加速・強化させることを目的としています。

2 本計画の位置付けと計画期間

本計画は、法第10条第1項に規定される「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定した「第3次袋井市総合計画 前期基本計画」を補完する計画です。

本計画の計画期間は「第3次袋井市総合計画 前期基本計画」と同様に、2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までの5年間とします。

3 本計画の構成

本計画は、法第10条第2項第1号から第3号に規定される「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる事項として、①「目標」、②「講ずべき施策に関する基本的方向」、③「講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項」を示すものです。

<まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)(抄)>

第十条 (略)

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 (略)

4 PDCAサイクルの確立

本計画の進行管理については、「第3次袋井市総合計画 前期基本計画」第2編第3章「行政経営方針の目的・位置付け」で示した総合計画の政策評価(PDCAサイクル)の中で一体的に行うこととし、「総合計画審議会」を中心に幅広い有識者からの意見を伺いながら、定期的・多角的な評価を行っていくこととします。

5 本市が勘案すべき国及び県の総合戦略について

法第 10 条の規定により、市町村が定める総合戦略は、国の総合戦略に加えて、都道府県の総合戦略²も勘案の上、策定又は改訂することとされています。

国の総合戦略については、「地方創生 2.0 基本構想」において「まち・ひと・しごと創生に関する目標」（法第8条第2項第1号）及び「まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向」（法第8条第2項第2号）が示されています。また、「地方創生に関する総合戦略」において「まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項」（法第8条第2項第3号）が示されています。

本計画は、国の動向に柔軟に対応できるように、「第3次袋井市総合計画 前期基本計画」とは別冊とし、国の総合戦略に掲げられた①「強い経済」、②「豊かな生活環境」、③「選ばれる地方」などの政策目標を勘案して、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に必要な事項を定めていくこととします。

< 国の総合戦略全体像 >

目標 (法第8条第2項第1号)	地方創生2.0基本構想 第3章「1. 目指す姿」 「強い」経済 「豊かな」生活環境 「新しい日本・楽しい日本」					
施策に関する基本的方向 (法第8条第2項第2号)	地方創生2.0基本構想 第3章「2. 地方創生 2.0 の基本姿勢・視点」、「3. 政策の5本柱」及び「4. 各主体が果たす役割」 基本姿勢・視点 人口減少を正面から受け止めた上での施策展開 若者や女性にも選ばれる地域づくり 異なる要素の連携と「新結合」 AI・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装 都市・地方の共生関係の強化と人材循環の促進 好事例の普遍化 政策の5本柱 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生 人や企業の地方分散 新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用 広域リージョン連携					
施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項 (法第8条第2項第3号)	地方創生に関する総合戦略 ～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～ 第3章 インパクト(政策目標) 1. 強い経済 自立的で持続的に成長する「稼げる」経済の創出により、新たな人を呼び込む地方経済。 KPI: 東京圏以外における就業者一人当たり年間付加価値労働生産性の伸び率 2. 豊かな生活環境 生きがいをもって働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築し、魅力と活力を創出する地方の生活環境。 KPI: 生活インフラの質の維持や暮らしへの安心感により、地域での生活がこれから良くなっていくと思う人の割合 3. 選ばれる地方 強い経済と豊かな生活環境の基盤の上に創り出される、若者や女性にも選ばれ、一人一人が幸せを実感でき、自己実現を図っていくことができる活力ある地方。 KPI: 東京圏以外で暮らすことを希望し実現できている、若者や女性の人数及び割合 アウトカム(国民・企業等の動き) 2項目 5指標 (地域における高付加価値型産業創出 ほか) 2項目 4指標 (持続可能な生活インフラの実現 ほか) 1項目 3指標 (魅力が感じられる地方の実現 ほか) アウトプット(関連施策の成果) 132施策 24指標 (地域資源の活用促進 ほか) 118施策 13指標 (公共交通の維持 ほか) 62施策 7指標 (多様性に富んだ地方の実現 ほか)					

(「地方創生 2.0 基本構想」及び「地方創生に関する総合戦略」に基づき市が整理)

² 静岡県は、2025 年度(令和7年度)中に総合計画(総合戦略)を策定する方針で現在作業を進めており、策定後、必要に応じて本計画の見直しを行います。

第2章 まち・ひと・しごと創生に関する目標

法第 10 条第 2 項第 1 号の規定に基づく、「市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標」について、国の総合戦略を踏まえ、以下のとおり定めます。

目標1 強い地域経済をつくる

労働力不足や物価高など厳しい経済状況が続く中、潜在成長性の高い産業を軸に高付加価値型産業を創出し、国内外の需要を取り込んで「稼げる」地域経済をつくることが重要となっています。

このため、各産業分野の強化と分野横断的な連携や、地域資源を生かした新たな産品・サービスの創出、地域にイノベーションや成長を促すためのスタートアップ支援や企業誘致、地場産品の魅力向上など、頑張る企業・事業者等の支援を通じて、変化や逆境に強い地域経済を構築し、地域住民の所得向上につなげることを目指します。

指標	出典	基準値	目標値
市内 GDP	しずおかけんの 地域経済計算 ³	551,698 百万円 (2022 年度)	基準値以上 (2028 年度)
市民 1 人あたり所得	しずおかけんの 地域経済計算	3,448 千円 (2022 年度)	3,729 千円 (2028 年度)

目標2 安心安全で豊かな生活環境をつくる

高度経済成長期以降に整備された道路・橋梁・上下水道などのインフラが老朽化する中、従来型の維持管理が困難な状況になっています。また、これらのインフラの上に成り立つ地域の買物・医療・福祉・交通などの生活機能は相互に補完し合いながら住民生活を支えており、いずれかのサービスが失われた場合、人口流出につながる恐れがあります。

このため、デジタル技術の活用や官民共創、広域連携などの新たな手段を用いて、インフラなどハード面に限らず、日常生活に必要なサービスが将来にわたって維持・改善されていくなど、日々の暮らしに不安や不自由がなく、地方特有の豊かな自然・文化を享受しつつ安心して暮らせる地域の実現を目指します。

指標	出典	基準値	目標値
市民の生活満足度 (平均値) ⁴	地域幸福度 (Well-Being) 指標全国調査	6.0 (2025 年度)	県の平均値以上 ⁵ (2030 年度)

³ 静岡県の県内総生産及び県内所得をもとに、県内の地域別・市町別の総生産及び所得を明らかにしたもの。調査から公表までに 2 年程度遅れることがあることから、評価時に得られる値にて評価を実施する。

⁴ 「現在の生活にどの程度満足しているか」の設問に対し、「とても満足 (10 点)」から「とても不満足 (0 点)」のいずれかの数字 1 つを選択するアンケートで得た結果の平均値

⁵ 2025 年度の静岡県平均値は「6.5」

目標3 若者や女性に選ばれる地域をつくる

東京一極集中が続く中、地方が持続的に発展するためには、強い地域経済と豊かな生活環境を構築した上で、住民一人ひとりが幸せや生きがいを感じられるとともに、若者や女性が進学・就職・結婚などのライフイベントの際に、関わりを持ちたいと思える地域としていくことが重要です。

このため、地域に愛着を持って課題解決に主体的に取り組む人材の育成や、魅力的な人やモノ（場所）、コトによる交流の促進、女性活躍や多様性が受け入れられる地域社会の形成など、この地域で育った子どもが、引き続き、地域に残りたいと思えるような魅力を高める取組と、外部の人が訪れてみたい・住んでみたいと思えるような取組の両面によって、若者や女性に選ばれる地域の実現を目指します。

指標	出典	基準値	目標値
若者人口（20歳未満） の転出入	住民基本台帳 人口移動報告 ⁶	△83人 (2024年度)	0人 (2030年度)
女性人口（全年齢） の転出入	住民基本台帳 人口移動報告	△153人 (2024年度)	0人 (2030年度)

⁶ 住民基本台帳人口移動報告 年報（表番号 11-3）「年齢（5歳階級）、男女別転入超過数－全国、都道府県、市区町村」から算出する。

第3章 施策に関する基本的方向及び施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

法第 10 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定に基づく、「市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向」及び「市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項」について、以下のとおり定めます。

基本的方向

「第 3 次袋井市総合計画 前期基本計画」第 2 編第 2 章「施策別計画」で示した各政策を本市が地方創生を進めていく上での基本的方向とします。

- 政策 1（こども家庭）安心してこどもを産み育てられるまちを目指します
- 政策 2（教育）学び合い成長できるまちを目指します
- 政策 3（健康・福祉）笑顔でいきいきと暮らせるまちを目指します
- 政策 4（都市・環境）環境にやさしく快適に暮らせるまちを目指します
- 政策 5（建設保全）生活基盤の整った持続可能で安全なまちを目指します
- 政策 6（産業経済）稼ぐチカラの向上による活力みなぎるまちを目指します
- 政策 7（文化・観光・スポーツ）交流が広がる魅力的なまちを目指します
- 政策 8（市民生活）つながりによる安心と多様性のあるまちを目指します
- 政策 9（危機管理）災害に強い支え合いのまちを目指します

具体的な施策及び重要業績評価指標(KPI)

具体的な施策については、「第 3 次袋井市総合計画 前期基本計画」第 2 編第 2 章「施策別計画」で示した各取組を本市が地方創生を進めていく上での具体的な施策とします。

また、重要業績評価指標（K P I）については、「第 3 次袋井市総合計画 前期基本計画」第 2 編第 2 章「施策別計画」で示した政策指標及び取組指標を本市が地方創生を進めていく上での重要業績評価指標（KPI）とします。

まち・ひと・しごと創生に関する目標との関係性について

まち・ひと・しごと創生に関する「基本的方向」、「具体的な施策」及び「重要業績評価指標（KPI）」が示された「第3次袋井市総合計画 前期基本計画」と、本計画で示した「まち・ひと・しごと創生に関する目標」との関係性については、以下の表のとおりです。

<第3次袋井市総合計画前期基本計画とまち・ひと・しごと創生に関する目標との整理>

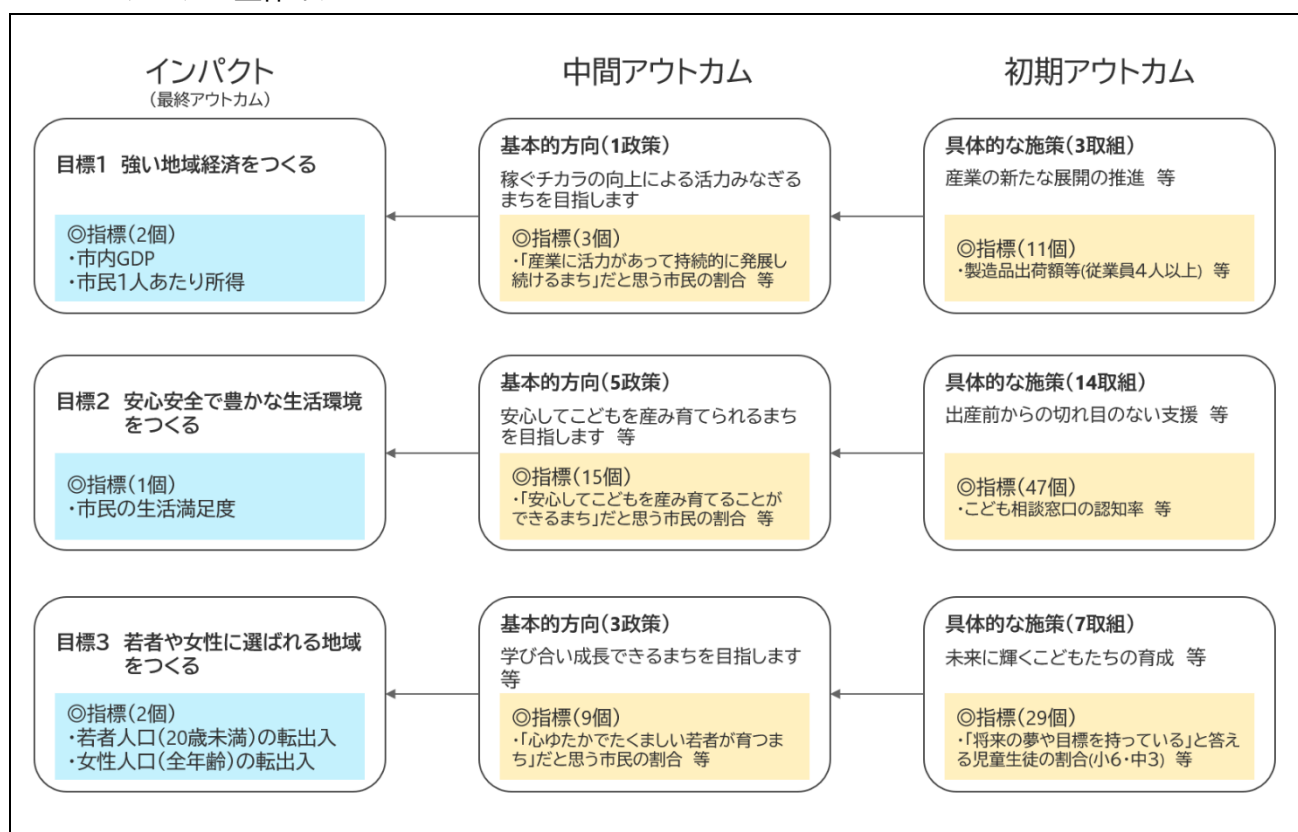
第3次袋井市総合計画 前期基本計画 (まち・ひと・しごと創生に関する基本的方向・具体的な施策・重要業績評価指標(KPI))		まち・ひと・しごと創生に関する目標		
政策	取組	【目標1】 強い地域経済をつくる	【目標2】 安心安全で豊かな 生活環境をつくる	【目標3】 若者や女性に 選ばれる地域をつくる
政策1 こども家庭	取組1 出産前からの切れ目のない支援		○	
	取組2 みんなで支え合う子育て環境の充実			
政策2 教育	取組1 未来に輝くこどもたちの育成			○
	取組2 教養豊かな人づくり			
政策3 健康・福祉	取組1 生涯いきいきと過ごせる健康づくりの推進		○	
	取組2 誰もがしあわせに暮らせる高齢者支援の推進			
	取組3 安心できる地域医療の確保			
	取組4 自分らしく暮らせる障がい者・生活困窮者支援			
政策4 都市・環境	取組1 魅力ある拠点づくり		○	
	取組2 良好な市街地の形成			
	取組3 豊かな環境の醸成と継承			
政策5 建設保全	取組1 持続的なインフラメンテナンスの推進		○	
	取組2 上下水道の持続可能な経営			
	取組3 水害等に強いまちづくり			
政策6 産業経済	取組1 産業の新たな展開の推進	○		
	取組2 経営力の高い農業の振興			
	取組3 魅力的な商業・サービス業の振興			
政策7 文化・観光・スポーツ	取組1 文化芸術の振興と戦略的な観光の推進			○
	取組2 スポーツを活かした交流の促進			
政策8 市民生活	取組1 市民と行政の協働によるまちづくり			○
	取組2 市民による生活環境の向上			
	取組3 共生社会の確立			
政策9 危機管理	取組1 防災減災対策の推進と危機管理体制の強化		○	
	取組2 消防・救急救命体制の充実			

ロジックモデルの構造

ロジックモデルにおいては、まず、本計画における「まち・ひと・しごと創生に関する目標」を「インパクト」とし、「インパクト」を実現するためのまちの状態を「中間アウトカム」として設定し、さらに、「中間アウトカム」の実現のために本市が行う関連施策の成果を「初期アウトカム」として設定します。

その上で、「インパクト」、「中間アウトカム」及び「初期アウトカム」の成果を把握するための適切な指標を設定します。

<ロジックモデル全体イメージ>



(空白ページ)

挑戦する人を応援するまち



ふくろい
F U K U R O I

発行・お問合せ

袋井市 企画部 企画政策課 企画調整係

〒437-8666 静岡県袋井市新屋 1-1-1

TEL:0538-44-3105 E-mail:kikaku@city.fukuroi.shizuoka.jp